

(62)

丙第19号証

## 供述調問書

本籍

住居

職業

氏名

上記の者に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被疑事件につき、令和2年6月2日、東京地方検察庁において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

1 私は、平成25年10月7日から、大川原化工機株式会社の安全  
保障貿易輸出管理最高責任者を務めていました。

当社が、平成30年2月21日に当社の韓国子会社であるOHK  
AWARA KOREA CO., LTD. 向けに輸出したL-8  
i型スプレードライヤについてお話しします。

この案件は、最終需要者が韓国のLG MMAという会社だった  
ので、これからは、LG MMA案件といってお話しします。

このとき本職は、供述人に対し、令和元年9月24日付け司法警察員

作成の証拠品複写報告書（本社第148号物件 L-8 i 工事決定通知書等）添付の「工事決定通知書」「実施計画書」「Technical Specification」を示し、その写しをそれぞれ資料1, 2, 3として本  
調書末尾に添付することとした。

今見せてもらった資料1がLG MMA案件の工事決定通知書で

す。

ここに書かれているとおり、この案件は、契約先が OHKAWA  
RA KOREA CO., LTD. で、ユーザーが LG MMA  
となっています。

そして、輸出するスプレードライヤは、当社が扱っている L-8  
i 型のスプレードライヤであることがわかります。

資料 2 は、この工事決定通知書の添付資料の目次である実施計画  
書です。

私は、これらの資料を輸出管理最高責任者として、すべて目を通  
しています。

そして、噴霧乾燥機の輸出規制項目に該当するかどうか判断して、  
決裁を行うのも私の役割でした。

L-8 i 型のスプレードライヤは、資料 3 の仕様書の右下に 22  
と書いてあるページの記載からもわかるとおり、水分蒸発量が 1 時  
間あたり 3 キログラムのスプレードライヤなので、噴霧乾燥機の輸  
出規制項目である

イ 水分蒸発量が 1 時間あたり 0.4 キログラム以上 4  
00 キログラム以下のもの  
に該当します。

また、L-8 i 型のスプレードライヤは、資料 3 の右下に 24 と  
書いてあるページの記載を見ると、OCA-008B という回転デ  
ィスクタイプのアトマイザを使用していることがわかります。

ディスク式のアトマイザは、カタログ上、平均粒子径が約 30 か

ら 150 マイクロメートルだとされているので、噴霧乾燥機の輸出

規制項目である

ロ 平均粒子径 10 マイクロメートル以下の製品を製造

することが可能なものの又は噴霧乾燥器の最小の部分

品の変更で平均粒子径 10 マイクロメートル以下の

製品を製造することが可能なもの

に該当しないと判断しました。

なお、 L-8 i 型のスプレードライヤは、 R J-5 や R J-10

といったツインジェット式のアトマイザに交換することが可能で、

これらのアトマイザに付け替えることで、平均粒子径 10 マイクロ

メートル以下の粒子を製造することが可能だと検事から聞きました

が、私は、 L-8 i 型の定型機は、乾燥室の天井部分をすべて交換

しないとツインジェット式のアトマイザに交換することができない

と思っていました。

そのため、ロの要件についても、非該当だと判断しました。

また、輸出規制項目である

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることがで

きるもの

という要件に関しても、私が輸出管理最高責任者に任命された直後

に当時の相島専務に判断基準を教わって

ハについては非該当でいいんだ

と言われたので、すべてのスプレードライヤについて、ハの要件は

非該当だと判断していました。

2

なお、ハの要件について、最初に相嶋さんに相談したときに、詳

細な説明を受けずに、「非該当でいい。」と言われたことに間違い

ありませんが、私自身、何件か輸出規制項目の該非判定を行って私

なりにハの要件について考えた結果を相嶋さんと話して間違いがな

いかどうか確認したことがあります。

私は、スプレードライヤの内部に、熱風が行き渡らずに、温度が

上がりきらない部分があると考え、その部分に関しては、菌を殺す

ほど温度が上がらないだろうと思いました。

そこで、私は、相嶋さんのところへ行き

内部の温度が上がらないところがあるから、滅菌はでき

ないということですよね

と確認しました。

それに対して相嶋さんは

そうだよ

と答えて、すべての菌を殺すことができないから、ハに該当しない

と言っていました。

この話を相嶋さんとしたのは、いつのことだか覚えていませんが、

私が輸出管理最高責任者になってからそれほど時間が経っていないなか

ったので、平成25年か、遅くとも平成26年頃のことだったと思

います。

問 これまで、あなたは、警察の取調べでも、検察庁における取調べでも、ハ

の要件について、あなたなりの考え方を相嶋さんに説明して、確認したという

話をていませんでしたが、このような相嶋さんとのやりとりは、本当にあ

ったのですか。

答 絶対にこのようやりとりはやっていました。

問 これまで、この話ををしていなかったのに、今日になって話すことになった理由はなんですか。

答 精神的に落ち着いてきているから。

こんなこともあったなと思い出したから話しました。

問 あなたは、会社の幹部が逮捕されて、捜査の対象となったことで、ハの要件に大川原化工機株式会社のスプレードライヤが該当しないという説明をするために、機械内部の一部について、温度が上がりきらないという主張をしようと考えて、このような当時の相島さんとのやりとりのエピソードを作り出したのではないですか。

答 違います。

3 これまで話した検討結果から LG MMA 案件で輸出する L-8 i 型のスプレードライヤについては、輸出規制に該当しないと判断しました。

このとき本職は、供述人に対し、令和元年 5 月 21 日付け司法警察員

作成の複写報告書（通関手続書類の一部）添付の「輸出貿易管理令 別表第 1 項目別対比表（該非判定用）」を示し、その写しを資料 4 として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらった資料 4 が、LG MMA 案件で L-8 i の通関手続に使用されたものだと聞きました。

ここにあるとおり、L-8 i 型スプレードライヤについては、イの要件には該当するものの、ロとハの要件には該当しないと判断し

ました。

この書類は、海外営業部の [REDACTED] が作成して、私が内容を確認し、決裁しています。

L-8 i型のスプレードライヤは、定型機なので、同じものを輸出する場合には、該非判定も同じ結果となります。

以前、警察で、平成26年3月14日に、当社がイタリアのNOL-TEC EUROPE SRLに対して、L-8 i型スプレードライヤを輸出した際に提出した該非判定用の項目別対比表を見せてもらいましたが、資料4のLG MMA案件で用いたものと記載が全く一緒でした。

これは、同じ定型機の輸出だったので、以前に使用した書類を流用したため、同じものを使っていました。

提出用の項目別対比表を流用していたとはいって、案件ごとに機械の仕様を見て、該非判断をしているので、LG MMA案件でも、内容を確認して、私が判定結果を承認したこと間に違いありません。

4 私は、平成26年6月11日に相嶋さんが専務を退いて当社の顧問となつたタイミングで、相嶋さんの後任の専務に就任しました。

それ以降、相嶋さんの業務を引き継いで専務として務めています。

相嶋さんは、顧問となつた後も、平日月曜から金曜の午前8時5分から午後5時30分までの勤務時間、本社に勤務していました。

相嶋さんは、本社3階に顧問となってからも、デスクが用意されていて、平日は毎日来ていました。

このとき本職は、供述人に対し、令和2年5月22日付け司法警察員 [REDACTED]



作成の出力印字結果報告書（粉体技術研究所第190号 業務引継書等）添付  
の「取締役退任のご挨拶」と題する書面を示し、その写しを資料5として本調  
書末尾に添付することとした。

この資料は平成26年6月11日に、相嶋さんが顧問となった後、  
書類の配布先などを変更した内容を周知する文書です。

この文書の「2. 配布先の変更他」を見ると、①試験報告書、④  
EMS/QMS関連の書類は、それまで相嶋さんに回っていたもの  
が、私に配布されるようになったことがわかります。  
②「工事決定通知書関連」③「トラブル報告書関連」⑤「各種連  
絡書、回覧板」については、引き続き相嶋顧間に配布されることに  
なっていったことがわかります。

このように、工事決定通知書などの書類は、顧問となった後も、  
相嶋さんのところに回るようになっていたのですが、相嶋さんが、  
非常勤になり、毎日通勤することがなくなつてからは、個別の案件  
について、書類が相嶋さんに回ることはなくなつたはずです。

このとき本職は、供述人に対し、令和元年10月24日付け司法警察員

作成の証拠品複写報告書（粉体技術研究所 第41号物件 定款等）添付  
の「2014年6月12日付顧問契約書」「2018年4月1日付顧問契約書」  
を示し、その写しを資料6、7として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらった平成30年4月1日付けの顧問契約書は、相嶋  
さんが非常勤となつた際に新たに締結した顧問契約書です。

それまでの平成26年6月12日付け顧問契約書の内容と異な  
り、相嶋さんの勤務条件が、月に1回に減り、報酬についても少な

い金額になっています。

相嶋さんは、このように平成30年4月以降は、月に1度、本社に出勤するほか、週に2回程度、富士宮にある粉体技術研究所に出勤するという非常勤の顧問となりました。

そのため、業務月報が相嶋さんの手元に行くことはあったと思う  
ますが、個別の案件については、書類が回ることはなかつたはずで  
す。

なお、相嶋さんは、最近では、本社に出勤するすることなく、富  
士宮の粉体技術研究所に出勤するのみになりましたが、いつからそ  
のように変わったのかは覚えていません。

供述人の目の前で、上記のとおり口述して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたと  
ころ、誤りのないことを申し立て、末尾に署名押印した上、各ページ欄外に押印した。

前 回 回

東京地方検察庁

検察官 検事

検察事務官

検 察 庁



## 上場次正選出書

発行日: 2017年11月27日

工事番号	2017ES7532LF			客先注文No.	pock1711-01	
工事名称	スプレードライヤー-8型 1台			注文日	2017年11月27日	
取引先 1 韓国	LG MMA			担当課 氏名	様	
契約先 2 韓国	Ohkawara Korea Co., Ltd.			TEL	FAX	
指定場所納入 同上条件	2018年2月28日	<input checked="" type="checkbox"/> 決定	<input type="checkbox"/> 予定	備考	梱包業者搬入日	
据付工事完了 試運転完了	据付工事なし	<input checked="" type="checkbox"/> 決定	<input type="checkbox"/> 予定	備考		
売上計画月 引渡し条件	2018/03/30	<input type="checkbox"/> 決定	<input checked="" type="checkbox"/> 予定	備考		
その他条件 実施計画書	2018/03	<input checked="" type="checkbox"/> 決定	<input type="checkbox"/> 予定	備考		
アトマイザ修理 元工事番号 工事内容	<input type="checkbox"/> 発行しない <input checked="" type="checkbox"/> 本書に添付 <input type="checkbox"/> 後日			発行	労災保険	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 否
				アトマイザ型式		
受注金額 (内口銭)	¥ 8,587,200	消費税	¥ 0	合計	¥ 8,587,200	
工場原価	¥ 0	支払先		差引残高	¥ 8,587,200	
	¥ 5,478,550	仕入原価	¥ 4,589,000	外貨受注額	0	
		エンジ費	¥ 391,500	外貨換算	¥ /	
		製造管理費	¥ 498,050	販売掛率	1.30	
販売原価	工場原価 × 販売掛率 + 口銭	¥ 7,122,115	口銭差引額に対する			
粗利益額	受注金額 - (工場原価 + 口銭)	¥ 3,108,650	粗利益率	36.20%		
営業利益額	受注金額 - 販売原価	¥ 1,465,085	営業利益率	120.57%		
支払条件 支払条件	締め日	支払日	試運転後60日	指定納品書	<input type="checkbox"/> 有り	<input checked="" type="checkbox"/> 無し
	支払方法	現金			日	
	契約時	¥		請求月		
	納品完了時	¥		請求月		
	工事完了時	¥		請求月		
	試運転完了時	¥ 8,587,200	100.00%	請求月	2018/03	
支払条件 支払条件						
処理物 分類	OXM O:有機物	機種番号	101	対象物質		
上司コメント						
担当者	営業部	決裁	工番登録	役員	配布先	
海外営業会 2017/11/29 ヨリ	海外	11.11.29			エンジ部 2 購買 Grr 1 販売 Grr 1 営業 総控 1 海外 1	

販売上

顧客の立場に立ち、信頼と満足を目指し 品質の良い製品を安全確実に納める

## 実施計画書

作成 2017 年 11 月 27 日

工事番号	2017ES7532LF
工事名称	スプレードライヤ L-8型 1台
受注先	社名 Ohkawara Korea Co., Ltd. 殿
納入先	社名 LG MMA 殿

## 目 次

No.	分類	ページ
A	1. 売買契約書(写)、注文書(写)、ならびに保証事項 2. 顧客支給品関係文書	1 -
B	<見積工番ファイル>	-
	1. 販売戦略資料	-
	2. 客先引合い書類	-
	3. 客先打合せ議事録	-
	4. 基本設計、計算書(最終版)	-
	5. フローシート、機器リスト、配置図(最終版)	27 - 28
	6. 見積仕様書(最終版)、客先提出書類	20 - 26
	7. 原価書、メーカー見積書(最終版)	2 - 6
	8. 見積書(最終版)	-
	9. 契約確認(チェックリスト)、見直し書類	-
	10. 納期確認書または工程表	8 -
	11. その他特記事項	-
C	<社内資料>	-
	1. 試験報告書	9 - 19
	2. 社内打合せ議事録等	-
	3. その他	-

## 備考

（複数行用）

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

担当者	営業部	工番登録	役員	配布先
海外 2017/11/29 ヨリカ	海外 11.11.29			工場部 2 総務部 1 営業部 1 海外 1

工事番号: 17ES7532LF

Date: 11/29/17  
Ref No.

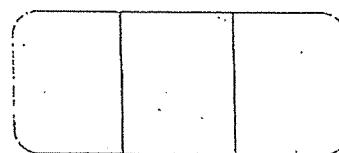
資料43

## Technical Specification

### **SPRAY DRYER** **MODEL:L-8i**

#### **INDEX**

1. Scope
2. Guarantee
3. Design condition
4. Equipment specification
5. Optional list
6. Utility list
7. Process flow diagram
8. Layout



 Ohkawara Kakohki Co.,Ltd.

3847 IKEBE-CHO, TSUZUKI-KU, YOKOHAMA

KANAGAWA JAPAN 224-0053

TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

(1) 20



## 2. Guarantee

### (1) Performance Guarantee

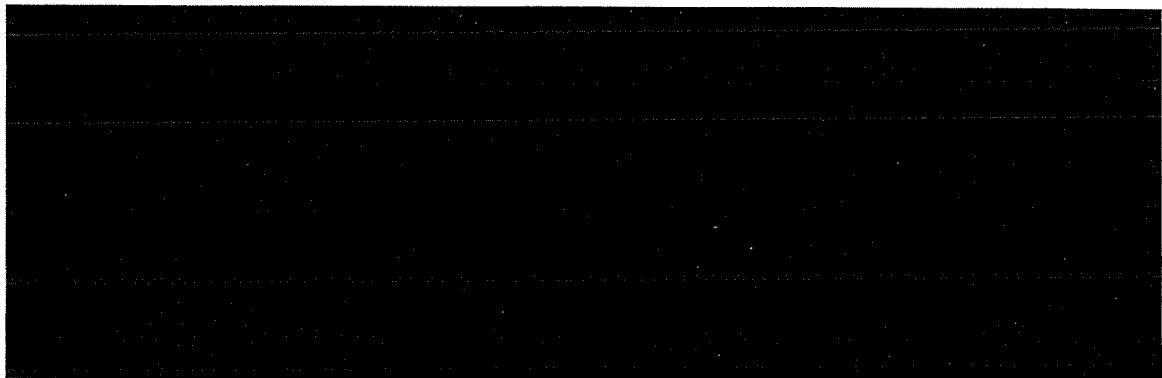
Water evaporation capacity : 3kg/h

(Under the following conditions.)

Inlet temperature : 250°C

Outlet temperature : 100°C

at 15°C ambient temperature and 0.0074kg/kg dry air ambient moisture.





## (6) Atomizer

1set

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| a) Atomizer Type         | : OCA-008B   |
| b) Disc revolution range | : 12,000~40,000 r.p.m. (normal operation, nor over 30,000rp) |
| c) Driving               | : Belt drive with tension                                    |
| d) Revolution control    | : Inverter controlled stepless regulation                    |
| e) Lubrication           | : Grease   |
| f) Power                 | : 0.4kW-2P   |
| g) Power of oil pump     | : -  |
| h) Material              | : Main part : SUS 304      Liquid contact part : Teflon      |
| i) Spare parts           | : Bearing, O-ring, Gasket, Oil seal, Belt 1set               |





## 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

噴霧乾燥器用

貨物名: 噴霧乾燥器  
 メーカー名: 大川原化工機株式会社  
 型及び銘柄: L-8i型

別1項目番号	3の2項(2) 次に掲げる貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの	〔 〕	判定欄	注釈	記入欄				
					1 物理的封じ込めに用いられる装置	2 発酵槽	3 遠心分離機	4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品	5 凍結乾燥器
〔省令〕 第2条の2 輸出令別表第1の3の2の項(2)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。			該当 ○ 非該当 × 対象外 -		数値 ( )				
五の二 噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの			【○】						
イ、水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの		□	【×】						
ロ、平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥機の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの									
ハ、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの		□	【×】						
				判定結果	□該当	■非該当			
作成者				該当項目番号					
会社名: 大川原化工機株式会社				① 輸出令別表第1の項目番号 [ ]					
所属・役職: 海外営業部				② 貨物等省令の条項号等の番号等 [ ]					
氏名:				[ ]					
電話:				[ ]					

安全保障貿易輸出管理最高責任者  
 会社名: 大川原化工機株式会社  
 所属・役職: (クリガナ)  
 氏名:  
 電話:

平成 26 年 6 月 11 日

社員、部員各位

取締役退任のご挨拶

特別顧問 相嶋静夫

平成 26 年 6 月 11 日をもって取締役を退任しました。18 年間、皆様のご協力のおかげで職務を全うできましたことに感謝申し上げます。

今後は、専務取締役経営企画室長としてのものは大川原知尚専務が担当することとなりました。すでに昨年度より一部決済権限を移行していますが、確認のため以下に整理しておきます。

1. 職務分掌(経営全般) 035-2

担当役員権限範囲は新専務が全て決済します。ただし、試験室(試験計画部)関連の「④新規取扱材料及び物質のテスト受入れ時の調査、承認」に関しては、試験申し込みの段階で営業担当部責→エンジ部責→新専務で決済することとします。

2. 配布先の変更他

	2014 年 6 月 11 日まで	2014 年 6 月 12 日以降
①試験報告書	相嶋専務→エンジ部	大川原専務→エンジ部
②工事決定通知書関連	→相嶋専務	→相嶋顧問
③トラブル報告書関連	→相嶋専務	→相嶋顧問
④EMS/QMS 関連	トップマネージメント	大川原専務→社長
⑤各種連絡書、回覧板	→相嶋専務	→相嶋顧問
⑥特許管理	実施補償金算定	開発部

なお、この後もしばらく特別顧問として会社に残り、皆様の技術的、経営的相談に真剣に取り組み、社業発展の一助となるよう務める所存でありますので、宜しくお願い申しあげます。

# 雇用契約書

大川原化工機株式会社（以下甲という）と相嶋静夫（以下乙という）とは、次の顧問契約を締結し、互いに誠実にこれを履行する。

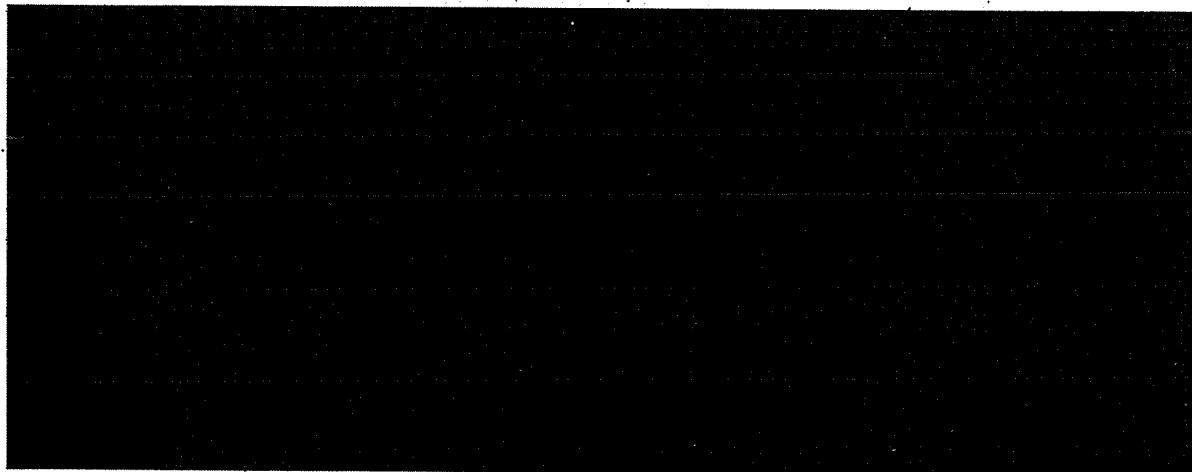
## 第1条（職務）

乙の主要職務は、甲の経営および技術に係る事項について保有する知見の提供および後進の指導をする。

## 第2条（契約期間）

契約期間は、2014年6月12日～2015年6月30日までとする。

2. 甲または乙が、都合により契約を中途解約する場合は、その1ヶ月前までに相手方に申し出を行わなければならない。
3. 甲または乙は、互いに信義則を遵守することを前提とするが、相手に重大な違反があった場合は本契約を解除できる。



上記契約の成立を証し、本書2通を作成し、署名捺印の上、甲、乙各1通を保有する。

2014年6月12日

(甲) 横浜市都筑区池辺町3847番地

大川原化工機株式会社  
代表取締役 大川原正明

(乙)

相嶋静夫

# 雇用契約書

大川原化工機株式会社（以下甲という）と相嶋静夫（以下乙という）とは、次の顧問契約を締結し、互いに誠実にこれを履行する。

## 第1条（職務）

乙の主要職務は、粉体技術研究所における営業試験および開発試験について保有する知見の提供および後進の指導をする。なお、本社には月1回出社する。

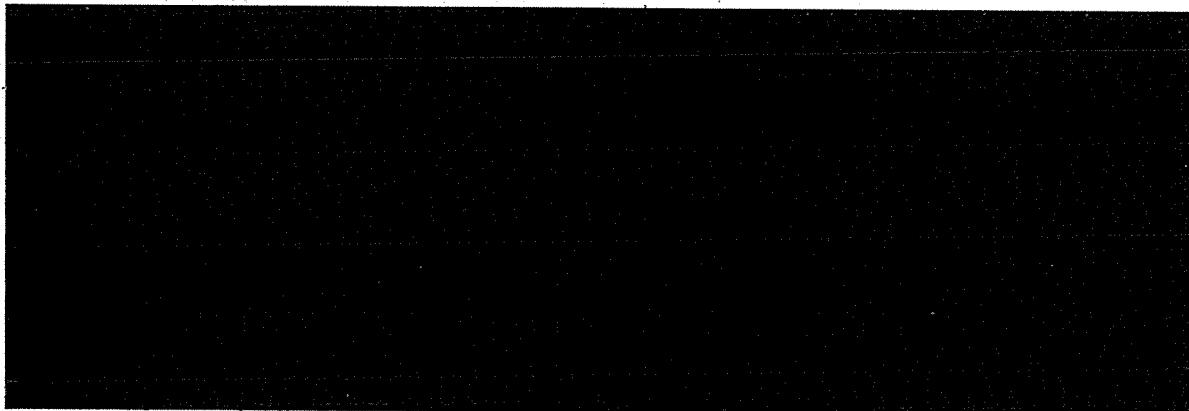
## 第2条（契約期間）

契約期間は、2018年4月1日～2019年3月31日までとする。

2. 甲または乙が、都合により契約を中途解約する場合は、その1ヶ月前までに相手方に申し出を行わなければならない。
3. 甲または乙は、互いに信義則を遵守することを前提とするが、相手に重大な違反があった場合は本契約を解除できる。

## 第3条（勤務形態）

主な勤務場所は粉体技術研究所とし、勤務形態は非常勤勤務とする。（週2回程度）



上記契約の成立を証し、本書2通を作成し、署名捺印の上、甲、乙各1通を保有する。

2018年4月1日

(甲) 横浜市都筑区池辺町3847番地

大川原化工機株式会社  
代表取締役 大川原正明

(乙)

相嶋静夫